一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十四年十二月十日農林水産省告示第千八百五号（一、三及び四に係るものに限る。）、昭和六十三年五月二十一日農林水産省告示第六百八十六号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

吉政沢支流

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

山梨県南都留郡山中湖村平野

字吉政　六四一番一三　一号

六〇八番　二号から二十七号まで

字柳原　五六六番一　二十八号

○国土交通省告示第二百八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鳥谷沢

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県岩手郡岩手町大字沼宮内第二十八地割

二三番一地先道路敷　一号、三号、十四号、二十七号、二十八号及び三十四号

二一番四　二号

二二番三　四号

二二番一　五号

二四番一　六号から十号まで

二九番四　十一号

二四番一地先水路敷　十二号、二十九号から三十一号まで

二七番五　十三号及び十五号

二七番三　十六号

二七番一　十七号及び十八号

一六番二五　十九号及び二十号、二十二号から二十四号まで

一六番二五地先水路敷　二十一号

二九番二　二十五号及び二十六号

三〇番三　三十二号及び三十三号

二三番一　三十五号から三十七号まで

二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

源太沢の沢（6）

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県釜石市

源太沢町一丁目

一〇七番四　一号、二号及び十二号から十四号まで

大字釜石第一二地割

一〇九番一　三号から六号まで

一〇九番四　七号から十一号まで

三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

花露辺の沢（2）

㈡　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県釜石市唐丹町字花露辺

六一番一　一号及び二号

六八番一　三号から七号まで

六四番四　八号及び九号

六四番一　十号から十四号まで

○防衛省告示第五十号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号）第四条の規定に基づき、大村飛行場に係る第一種区域を次のとおり指定したので、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十九条の規定により、告示する。

平成二十四年二月二十九日

防衛大臣　田中　直紀

第一種区域として指定する区域

次に示す区域のうち佐世保防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に大村飛行場に係る第一種区域として示す部分

長崎県大村市古賀島町、森園町、今津町及び富の原一丁目

備考　右に掲げる区域は、平成二十四年二月二十九日における行政区画によって表示されたものとする。

○防衛省告示第五十一号

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）第十二条の規定に基づき、平成十七年防衛施設庁告示第十二号（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令第十二条の規定に基づき、防衛施設庁長官の指定する施設として指定した件）の一部を次のように改正したので、同令第十九条の規定により、告示する。

平成二十四年二月二十九日

防衛大臣　田中　直紀

第一号中「催し」の下に「その他防災に関する活動」を加える。

○最高裁判所告示第一号

最高裁判所判事那須弘平の退官に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者は、平成二十四年二月二十二日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事　田原　睦夫

平成二十四年二月二十九日

最高裁判所長官　竹﨑　博允

○最高裁判所告示第二号

最高裁判所判事田原睦夫の皇室会議の議員就任に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者は、平成二十四年二月二十二日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事　櫻井　龍子

平成二十四年二月二十九日

最高裁判所長官　竹﨑　博允

国会事項

衆議院

質問書提出

二月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

イラン産原油の禁輸及びホルムズ海峡の封鎖機に関する再質問主意書（馳浩提出）

特定のメディアに対する会見出席拒否に関する質問主意書（馳浩提出）

参議院

質問主意書提出

二月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

「国防の基本方針」改定に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第四一号）

質問主意書転送

二月二十七日次の質問主意書を内閣に転送した。

情報公開法改正案及び不開示情報の実態に関する質問主意書（水野賢一提出）（第三五号）

放射性物質の拡散対策に関する再質問主意書（川田龍平提出）（第三六号）

外国人土地法に替わる新たな法整備に関する質問主意書（佐藤正久提出）（第三七号）

ガラスバッジ測定結果の総点検に関する質問主意書（浜田昌良提出）（第三八号）

ヨーネ病対策に関する質問主意書（紙智子提出）（第三九号）

自由権規約委員会に対する日本政府の第六回定期報告の提出に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第四〇号）

人事異動

内閣

○財務大臣臨時代理

国務大臣　古川　元久

財務大臣安住淳海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に財務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（二月二十五日）